

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 生活関連物資等の指定の解除

一 国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）第二十六条第一項の規定に基づき生活関連物資等として指定されている衛生マスク及び消毒等用アルコールの指定を解除するものとする事。

（第一条関係）

二 衛生マスク及び消毒等用アルコールを不特定の相手方に対し売り渡す者から衛生マスク及び消毒等用アルコールの購入をした者は、当該購入をした衛生マスク及び消毒等用アルコールの譲渡（不特定又は多数の者に対し、当該衛生マスク及び消毒等用アルコールの売買契約の締結の申込み又は誘引をして行うものであつて、当該衛生マスク及び消毒等用アルコールの購入価格を超える価格によるものに限る。）をしてはならないとする規定を廃止するものとする事。

（第二条関係）

三 二に規定する購入をした衛生マスク及び消毒等用アルコールの譲渡をしてはならないとする規定に違反した場合の罰則を廃止するものとする事。

（第七条関係）

第二 附則

一 この政令は、公布の日の翌日から施行すること。

(附則第一項関係)

二 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとする。

(附則第二項関係)

三 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)について、所要の改正を行うこととする。

(附則第三項関係)